

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
平成28年12月16日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 7件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600072 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600057 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 19 年 8 月 13 日の標準賞与額を 3,000 円、同年 12 月 27 日の標準賞与額を 4 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 19 年 8 月 13 日及び同年 12 月 27 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 19 年 8 月 13 日及び同年 12 月 27 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 30 日  
② 平成 19 年 8 月 13 日  
③ 平成 19 年 12 月 27 日

A 社から支給された賞与のうち、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間②及び③について、請求者から提出された給料支給明細書及び A 社の回答から、請求者は、請求期間②及び③に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②及び③に係る標準賞与額については、上記給料支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間②は3,000円、請求期間③は4万2,000円とすることが必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②及び③について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かは不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間①について、A社は、当時の資料が残っていないとしており、当該期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準賞与額を推認することができない。

このほか、請求者は、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる賞与支給明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者に対し請求期間①に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600075 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600058 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 20 年 8 月 8 日は 10 万円、同年 12 月 24 日は 20 万円、平成 21 年 12 月 27 日は 19 万 7,000 円、平成 22 年 8 月 11 日は 18 万円、同年 12 月 27 日は 13 万円、平成 23 年 12 月 29 日は 18 万円、平成 25 年 8 月 13 日及び同年 12 月 19 日は 26 万円に訂正することが必要である。

平成 20 年 8 月 8 日、同年 12 月 24 日、平成 21 年 12 月 27 日、平成 22 年 8 月 11 日、同年 12 月 27 日、平成 23 年 12 月 29 日、平成 25 年 8 月 13 日及び同年 12 月 19 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 20 年 8 月 8 日、同年 12 月 24 日、平成 21 年 12 月 27 日、平成 22 年 8 月 11 日、同年 12 月 27 日、平成 23 年 12 月 29 日、平成 25 年 8 月 13 日及び同年 12 月 19 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 20 年 8 月 8 日  
② 平成 20 年 12 月 24 日  
③ 平成 21 年 12 月 27 日  
④ 平成 22 年 8 月 11 日  
⑤ 平成 22 年 12 月 27 日  
⑥ 平成 23 年 12 月 29 日  
⑦ 平成 25 年 8 月 13 日  
⑧ 平成 25 年 12 月 19 日

私は、A 社から請求期間①から⑧まで（以下「請求期間」という。）に賞与が支給されていた。しかし、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与の記録が年金額に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

A社から提出された賞与支給（予定）表から、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給（予定）表において確認できる社会保険料控除額を基に算出した厚生年金保険料控除額又は賞与支給額に見合う標準賞与額から、請求期間①は10万円、請求期間②は20万円、請求期間③は19万7,000円、請求期間④は18万円、請求期間⑤は13万円、請求期間⑥は18万円、請求期間⑦及び請求期間⑧は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600076 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600059 号

## 第 1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成 17 年 12 月 22 日は 28 万円、平成 18 年 12 月 22 日は 33 万円、平成 20 年 8 月 8 日は 34 万円、同年 12 月 24 日は 26 万円、平成 21 年 12 月 27 日は 19 万 7,000 円、平成 22 年 8 月 11 日は 18 万円、同年 12 月 27 日は 13 万円、平成 23 年 12 月 29 日は 20 万円、平成 25 年 8 月 13 日及び同年 12 月 19 日は 27 万円に訂正することが必要である。

平成 17 年 12 月 22 日、平成 18 年 12 月 22 日、平成 20 年 8 月 8 日、同年 12 月 24 日、平成 21 年 12 月 27 日、平成 22 年 8 月 11 日、同年 12 月 27 日、平成 23 年 12 月 29 日、平成 25 年 8 月 13 日及び同年 12 月 19 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 12 月 22 日、平成 18 年 12 月 22 日、平成 20 年 8 月 8 日、同年 12 月 24 日、平成 21 年 12 月 27 日、平成 22 年 8 月 11 日、同年 12 月 27 日、平成 23 年 12 月 29 日、平成 25 年 8 月 13 日及び同年 12 月 19 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 22 日  
② 平成 18 年 12 月 22 日  
③ 平成 20 年 8 月 8 日  
④ 平成 20 年 12 月 24 日  
⑤ 平成 21 年 12 月 27 日  
⑥ 平成 22 年 8 月 11 日  
⑦ 平成 22 年 12 月 27 日  
⑧ 平成 23 年 12 月 29 日  
⑨ 平成 25 年 8 月 13 日  
⑩ 平成 25 年 12 月 19 日

私は、A社から請求期間①から⑩まで（以下「請求期間」という。）に賞与が支給されていた。しかし、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与の記録が年金額に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

A社から提出された賞与支給（予定）表から、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給（予定）表において確認できる社会保険料控除額を基に算出した厚生年金保険料控除額又は賞与支給額に見合う標準賞与額から、請求期間①は28万円、請求期間②は33万円、請求期間③は34万円、請求期間④は26万円、請求期間⑤は19万7,000円、請求期間⑥は18万円、請求期間⑦は13万円、請求期間⑧は20万円、請求期間⑨及び請求期間⑩は27万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600077 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600060 号

## 第 1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成 17 年 12 月 22 日は 29 万円、平成 18 年 12 月 22 日は 34 万円、平成 20 年 8 月 8 日は 34 万 5,000 円、同年 12 月 24 日は 26 万円、平成 21 年 12 月 27 日は 19 万 7,000 円、平成 22 年 8 月 11 日は 18 万円、同年 12 月 27 日は 13 万円、平成 23 年 12 月 29 日は 24 万円、平成 25 年 8 月 13 日は 29 万円、同年 12 月 19 日は 28 万 7,000 円に訂正することが必要である。

平成 17 年 12 月 22 日、平成 18 年 12 月 22 日、平成 20 年 8 月 8 日、同年 12 月 24 日、平成 21 年 12 月 27 日、平成 22 年 8 月 11 日、同年 12 月 27 日、平成 23 年 12 月 29 日、平成 25 年 8 月 13 日及び同年 12 月 19 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 12 月 22 日、平成 18 年 12 月 22 日、平成 20 年 8 月 8 日、同年 12 月 24 日、平成 21 年 12 月 27 日、平成 22 年 8 月 11 日、同年 12 月 27 日、平成 23 年 12 月 29 日、平成 25 年 8 月 13 日及び同年 12 月 19 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 22 日  
② 平成 18 年 12 月 22 日  
③ 平成 20 年 8 月 8 日  
④ 平成 20 年 12 月 24 日  
⑤ 平成 21 年 12 月 27 日  
⑥ 平成 22 年 8 月 11 日  
⑦ 平成 22 年 12 月 27 日  
⑧ 平成 23 年 12 月 29 日  
⑨ 平成 25 年 8 月 13 日  
⑩ 平成 25 年 12 月 19 日



私は、A社から請求期間①から⑩まで（以下「請求期間」という。）に賞与が支給されていた。しかし、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与の記録が年金額に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

A社から提出された賞与支給（予定）表から、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給（予定）表において確認できる社会保険料控除額を基に算出した厚生年金保険料控除額又は賞与支給額に見合う標準賞与額から、請求期間①は29万円、請求期間②は34万円、請求期間③は34万5,000円、請求期間④は26万円、請求期間⑤は19万7,000円、請求期間⑥は18万円、請求期間⑦は13万円、請求期間⑧は24万円、請求期間⑨は29万円、請求期間⑩は28万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600078 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600061 号

## 第 1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成 17 年 12 月 22 日は 26 万円、平成 18 年 12 月 22 日は 32 万円、平成 20 年 8 月 8 日は 34 万円、同年 12 月 24 日は 26 万円、平成 21 年 12 月 27 日は 18 万 8,000 円、平成 22 年 8 月 11 日は 17 万円、同年 12 月 27 日は 12 万 7,000 円、平成 23 年 12 月 29 日は 22 万円、平成 25 年 8 月 13 日は 27 万 3,000 円、同年 12 月 19 日は 28 万円に訂正することが必要である。

平成 17 年 12 月 22 日、平成 18 年 12 月 22 日、平成 20 年 8 月 8 日、同年 12 月 24 日、平成 21 年 12 月 27 日、平成 22 年 8 月 11 日、同年 12 月 27 日、平成 23 年 12 月 29 日、平成 25 年 8 月 13 日及び同年 12 月 19 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 12 月 22 日、平成 18 年 12 月 22 日、平成 20 年 8 月 8 日、同年 12 月 24 日、平成 21 年 12 月 27 日、平成 22 年 8 月 11 日、同年 12 月 27 日、平成 23 年 12 月 29 日、平成 25 年 8 月 13 日及び同年 12 月 19 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 22 日  
② 平成 18 年 12 月 22 日  
③ 平成 20 年 8 月 8 日  
④ 平成 20 年 12 月 24 日  
⑤ 平成 21 年 12 月 27 日  
⑥ 平成 22 年 8 月 11 日  
⑦ 平成 22 年 12 月 27 日  
⑧ 平成 23 年 12 月 29 日  
⑨ 平成 25 年 8 月 13 日  
⑩ 平成 25 年 12 月 19 日

私は、A社から請求期間①から⑩まで（以下「請求期間」という。）に賞与が支給されていた。しかし、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与の記録が年金額に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

A社から提出された賞与支給（予定）表から、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給（予定）表において確認できる社会保険料控除額を基に算出した厚生年金保険料控除額又は賞与支給額に見合う標準賞与額から、請求期間①は26万円、請求期間②は32万円、請求期間③は34万円、請求期間④は26万円、請求期間⑤は18万8,000円、請求期間⑥は17万円、請求期間⑦は12万7,000円、請求期間⑧は22万円、請求期間⑨は27万3,000円、請求期間⑩は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600128 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600063 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 23 年 2 月 25 日の標準賞与額を 35 万円に訂正することが必要である。

平成 23 年 2 月 25 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 23 年 2 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 2 月 25 日

私は、A 社から請求期間に賞与が支給されていたが、会社が当該期間に係る年金事務所への届出を失念していたため、標準賞与額の記録が無い。

請求期間の臨時賞与の明細書には、賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が提出した平成 22 年度の「臨時賞与」明細書及び A 社から提出された複写様式の「基金加入員賞与標準給与決定通知書」並びに同社が加入する厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員台帳により、請求者は、同社から平成 23 年 2 月 25 日に 35 万円の賞与が支給され、当該賞与の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、A 社の商業登記簿によると、請求者は請求期間において同社の代表取締役となっているところ、同社は、社会保険関係書類の作成及び届出、代表印の使用及び管理並びに保険料納付に関する業務は総務担当の取締役に一任していたので、請求者は賞与の届出及び保険料の納付に関与していなかった旨を回答しており、これを確認できる資料は同社に無いものの、事務担当者も同様の陳述をしていることを踏まえると、

厚生年金特例法第1条1項ただし書には該当しないものと推認される。

なお、事業主が請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、未届けであった請求者の請求期間に係る複写様式の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を保管しており、A社が加入する厚生年金基金には届出を行ったが、年金事務所に対し、当該賞与支払届を提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないこと認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600073 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600064 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成22年12月29日の標準賞与額を4万9,000円、平成23年8月12日の標準賞与額を8万円に訂正することが必要である。

平成22年12月29日及び平成23年8月12日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成22年12月29日及び平成23年8月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成22年12月29日  
② 平成23年8月12日

A社から、平成22年12月及び平成23年8月に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、標準賞与額の記録となっていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者が提出した賞与明細書、A社から提出された賃金台帳及び同社の回答から、請求者は、当該期間に同社から賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準賞与額については、上記賞与明細書等の資料から確認できる厚生年金保険料控除額から、4万9,000円とすることが必要である。

また、請求期間②に係る標準賞与額については、上記賞与明細書等の資料から賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、8万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600061 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1600020 号

## 第 1 結論

昭和 46 年 4 月及び同年 5 月の請求期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 46 年 4 月及び同年 5 月

請求期間について、定額保険料及び付加保険料を元妻が自治会（婦人会）を通じて納付していたのに、定額保険料は納付済みとされているが付加保険料は未納とされている。

現在、付加保険料の納付月数は 401 月と記録されているが、2 年以上前に日本年金機構ネット定期便に対し、電話で照会したところ、付加保険料の納付月数は 403 月であると回答を得ている。今回、請求期間に係る付加保険料を納付したことが確認できる資料として、「資格履歴状況」及び「被保険者記録照会（付加・追納申込・徴収事蹟）一氏名索引一」を提出するので、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が提出した A 市の「資格履歴状況」及びオンライン記録の「被保険者記録照会（付加・追納申込・徴収事蹟）一氏名索引一」写しには、請求者に係る付加保険料の納付申出月が昭和 46 年 4 月と記載されているものの、請求者の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録（納付状況）では、同年 6 月から付加保険料の納付が開始されたこととなっている。

また、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付等に関与しておらず、保険料の納付等を行ったとされる請求者の元妻は、請求期間に係る保険料の納付等について覚えていない旨を回答していることから、請求期間に係る付加保険料の納付状況等について確認することができない上、元妻の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録を見ても、請求者と同様に請求期間に係る付加保険料を納付した形跡を確認することはできない。

さらに、請求者は、日本年金機構に電話で照会したところ、付加保険料の納付月



数が 403 月である旨の回答を得ていると主張しているが、同機構は、照会された方のオンライン記録を確認し、その記録に基づいた回答を行っており、オンライン記録と異なる回答をすることはない旨を陳述している。

このほか、請求者が請求期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600105 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600062 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 59 年 8 月頃から昭和 60 年 8 月頃まで

私は、B 市内にある A 社が経営する C 店「D」（以下「E 店」という。）に勤務し、F 係として従事していたが、勤務した期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、請求期間に勤務した E 店に隣接した寮に住所があった旨を陳述しているところ、請求者が勤務したとする A 社は、「E 店の寮は、店舗に隣接し同一の所在地にある。」と陳述しており、請求者から聴取した内容と一致するものの、同社は、請求期間当時の資料が残っておらず、当時の状況が分かる者もない旨を回答しており、請求者の請求期間における勤務実態等について確認できない。

また、請求者の A 社に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、請求期間を含む昭和 59 年 6 月 1 日から昭和 60 年 9 月 1 日までにおいて、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録に請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、オンライン記録から、A 社において、請求期間に厚生年金保険の被保険者記録がある者及び請求者が一緒に勤務したとして姓のみを挙げた同僚で連絡先が確認できる者に照会したが、回答のあった者はいずれも、「請求者が勤務したことを覚えていない。」又は「請求者を知らない。」としており、請求者の同社における勤務状況等について確認することができない。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間における保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事

情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600106 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600065 号

## 第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 12 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
② 平成 20 年頃

請求期間①は A 社に、請求期間②は B 社にそれぞれ勤務していたが、勤務した期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間①について、請求者が提出した雇用保険被保険者離職票及び A 社の回答等から、請求者は平成 12 年 8 月 1 日から同年 10 月 31 日まで同社に勤務していたことが認められるものの、同社から提出された平成 12 年分及び平成 13 年分賃金台帳並びに平成 12 年分所得税源泉徴収簿によると、請求者の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

請求期間②について、請求者の B 社に係る雇用保険の被保険者記録は無い上、同社は、保管している資料を確認したが請求者の氏名は見当たらず、請求者が在籍していた事実は確認できない旨を回答している。

また、請求期間②当時、B 社において厚生年金保険の被保険者記録がある者 16 名に照会したところ 11 名から回答があったが、請求者の勤務期間及び給与からの厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

さらに、C 市は、「請求者は、平成 14 年 1 月 26 日から平成 22 年 6 月 30 日まで国民健康保険に加入していた。」と回答していることから、厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

加えて、オンライン記録により、請求期間②においてB社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得している者を確認したが、請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。